

令和4年6月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和4年7月8日
総務企画課秘書広報係

① 県立高校で学びたい希望を持つウクライナからの避難生徒への対応について

【高校教育課】

ウクライナから避難してきた子どもたちの小中学校への受入れは、東京都千代田区や横浜市などで行われており、本県でも各市町村が主体となって対応すると考えるが、今後、県立高校で学びたいという希望を持つ生徒が現れた場合に、どのように対応するのか伺う。

このような生徒については、本人の興味・関心や要望等に応じた適切な学校で、柔軟に受け入れたいと考えています。

その上で、県立高校のICT環境も活用し、例えば、多言語によるオンデマンド授業を受講したり、様々な場面で翻訳機能も利用しながら学校生活を送ったりすることができるよう、避難生徒の実情に応じた支援を行っていきたいと考えています。

② 外国人生徒への県立高校におけるサポート及び、外国人生徒と共に学校生活を送ることで得られる教育的効果について

【高校教育課】

現在、県立高校で学んでいる外国人生徒が充実した学校生活を送れるよう、学校ではどのようなサポートが行われているか。また、生徒たちが外国人生徒と共に学校生活を送ることで得られる教育的な効果について、どのように認識しているか伺う。

現在、県立高校では、多様な就学経験や文化的背景を持つ外国人生徒一人一人の見方や考え方等を尊重しつつ、学校行事など様々な場面において生徒間の交流の機会を設けることで、生き生きと学校生活を送れるよう配慮をしています。

加えて、必要に応じて教員加配を行うことにより、日本語能力等の実情に応じて、一部の授業は個別に指導するなど、きめ細かな対応をしています。

日本人生徒にとっても、外国人生徒とともに学ぶことで、異なる文化や価値観を理解し、互いの長所や違いを認め合いながら共に生きていく態度を身に付けるとともに、国と郷土に対する誇りや愛情を養う良い機会になると考えています。

③ 高等学校における「がん教育」の意義と今後の充実について

【体育スポーツ健康課】

高等学校における「がん教育」の意義について、どのように捉えているのか。また、高等学校の学習指導要領に「がん教育」が明記されたが、今後、高等学校での「がん教育」をどのように充実させていくのか。

「がん教育」は、がんについての正しい理解のもと、生徒が生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎を培うものであり、自己の生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す実践力を育成する上で重要なものと認識しています。さらに、こうした学びを家庭に広げ、検診率の向上にもつなげていきたいと考えています。

このため、今後の「がん教育」においては、学習指導要領の改訂を踏まえ、保健の学習でがんに関する科学的認識を深めるとともに、ホームルーム活動や総合的な探究の時間等と関連付けて、治療後の「生活の質」を大切にすることや、がん患者と共に支え合って暮らしていくことなど、がんに対して積極的に関わり行動できる態度を育成していきます。

そして、その実践にあたっては、がん教育指導者研修会において、今年度から新たに保健体育と他教科を関連させた指導計画に関する内容を取り入れ、指導力の一層の向上を図るとともに、外部講師として、がん経験者や医療従事者を積極的に派遣するなど、全ての県立高等学校で充実した「がん教育」が実施できるよう取り組んでいきます。

① 不就学の可能性がある外国人の子供を就学につなぐ支援について

【義務教育課】

〔 不就学の可能性がある外国人の子供たちを今後どのように就学につなげる支援をしていくのか問う。 〕

本県においては、各市町村において、学齢相当の外国籍の子供を持つ全ての保護者に対して就学案内を行い、本人・保護者からの希望に応じて、小中学校への受入れを行うなど、教育機会の確保に努めています。

また、全国の就学促進に関する取組事例等について、市町村教育委員会に対し情報提供を行っているところであり、外国人の子供が就学の機会を逸することがないように、今後取り組んでいきます。

② 義務教育段階における日本語指導が必要な児童生徒の数やその対応等について

【義務教育課】

〔 本県の義務教育段階における日本語指導が必要な児童生徒の数と、令和元年12月の代表質問以降の、当該児童生徒への対応や支援、及びその成果、今後の取組について問う。 〕

政令市を除く本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、文部科学省の令和3年度調査の速報値によると、小学校では276名、中学校では112名です。

県教育委員会においては、対象児童生徒数に応じた教員加配を行うほか、日本語指導を担当する教員を対象に、指導力向上のための研修を実施しています。

また、一昨年度から、児童生徒の実態に応じたカリキュラムとその効果的な指導方法や、日本語指導教員等の巡回による支援体制について実践研究を進めています。

さらに、学校に1人1台端末が整備されたことを踏まえ、言葉の練習ソフトや多言語翻訳アプリを活用した支援方策など、他の学校でもすぐに活用できる取組をリーフレットにまとめ、今年3月に各市町村教育委員会に対し周知しました。

引き続き、このような研究の成果を周知するとともに、他校の参考となる取組の実践発表を行い、日本語指導の充実に取り組んでいきます。

③ 早良高校の通学における課題認識と今後の対応について 【高校教育課】

早良高校の通学における課題についてどのように認識しているのか、その上で、バス運行に関して、高校側と導入に向けた協議をどのように行っていくのかを問う。

早良高校の一部の通学エリアについては、公共交通機関はあるものの、本数が少なかったり、大きく迂回しなければならないなど、通学の利便性に課題があると考えています。

高校段階では、通学手段の確保を含め就学の保障が求められる義務教育段階と異なり、保護者団体が独立してスクールバスを運行することとなるため、相当数の利用者が見込まれなければ、その運営が困難です。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会としては、生徒や保護者を対象とした通学方法に関するニーズ調査を行った上で、バス運行の採算性や、タクシー、バイクなど他の通学手段の可能性等について、同校とも協議していきます。

④ 新設特別支援学校の通学区域について 【特別支援教育課】

2019年2月以降どう検討され、その通学区域をどう区分けする予定か、現段階での計画及び今後の方針について、教育長に問う。

太宰府特別支援学校の教室不足の解消が効果的に図られるよう、同校の現在の通学区域を分割することを考えています。

このため、同校の通学区域内の対象児童生徒数の状況を引き続き注視しているところですが、現段階においては増加傾向にあり、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

一方で、自治体ごとに増加の傾向が異なっており、今後も慎重に推移を見極め、通学に要する時間も勘案した上で、開校予定である令和7年4月の1年前までには通学区域を決定したいと考えています。

⑤ 新設特別支援学校への児童生徒の受入れについて 【特別支援教育課】

福岡市立の特別支援学校に入れない児童生徒等の保護者が特別支援学校での教育を希望する場合、新設特別支援学校でも受入れができるよう、弾力的な運用をしてはどうか、教育長の見解を問う。

知的障がいのある児童生徒については、特別支援学校を設置している県と政令市等において、それぞれ受け入れることを基本としています。

しかしながら、これまでも特別な事情がある場合には、政令市等の児童生徒を県立特別支援学校へ受け入れてきていますので、今後、通学利便性の観点も含め、受入れについて福岡市と協議していきたいと考えています。

⑥ **新設特別支援学校の早良高校敷地内での開校理由について** 【特別支援教育課】

〔 早良高校の敷地内に新設特別支援学校を開校する理由について、教育長に問う。 〕

新設校の開校までのスケジュールを考慮すると、早期に開校場所を決定する必要があったため、県有地を中心に、太宰府特別支援学校の通学区域内、またはその近隣地域において、15,000㎡程度の敷地面積を確保できることを条件として選定を進めてきました。

その結果、福岡地区の普通科高校の中で最も広い敷地を有する早良高校が条件を満たしていたため、開校場所としたものです。

⑦ **早良高校と新設特別支援学校間の連携について** 【特別支援教育課】

〔 早良高校と新設特別支援学校間の連携をどう実践していくのか、教育長に問う。 〕

現在、早良高校と新設特別支援学校との連携について、生徒の特性に応じた相談支援など特別支援教育のセンター的機能の日常的な活用、授業や学校行事などの教育活動における交流及び共同学習の推進、教員研修の相互協力、体育館やグラウンドなど施設設備の共同利用といった内容を検討しています。

県教育委員会としては、高校と特別支援学校とが隣接する環境を十分活用し、両校の教育の質がより高まるよう、効果的な連携を目指していきます。

① 児童生徒のマスク着用について 【体育スポーツ健康課】

〔 学校現場の子どものマスク着用には特に熱中症の危険性が危惧されるが、マスク着用緩和の徹底について、どのような具体的な取組をするのか教育長に伺う。 〕

マスク着用は、三密の回避、手指の消毒などとともに基本的感染対策として引き続き重要ですが、気温・湿度や暑さ指数が高く、熱中症のおそれがある場合には、マスクを外す必要があると考えます。

そのため、特に夏場を迎えるに当たり、熱中症のリスクが高い体育の授業や運動部活動、登下校の際などにマスクを外す指導を徹底するよう改めて通知し、併せて、児童生徒・保護者向けのマスク着用に関するリーフレットを配布しました。

県教育委員会としては、今後、校長会や各般の教員研修など、様々な機会を捉えて、これからの感染対策の考え方について周知徹底を図っていきます。

② 子どもたちが自ら身を守るための学校の取組について 【義務教育課】

〔 子どもの事故はガードレールなどの設置だけでは解決しない。子どもたちが自ら命を守ることができるようにする学校での取組について教育長に問う。 〕

学校においては、日常的な安全指導のほか、児童生徒の自転車での事故が多いことから、交通安全教室を実施し、ヘルメット着用や安全ルール・マナーについて指導しています。なお、長期休業前には、特に水難事故への注意喚起を行っています。

また、毎年、各学校の学校安全を担当する教員対象の研修会を実施しているところですが、実際様々事故を例に取り上げ、具体的な指導方法を教授するなど、今後とも児童生徒に対する安全指導の充実を図っていきます。

③ 中高生が参加する運動部活動の大会の現状について 【体育スポーツ健康課】
〔 中高生が参加する大会の現状について問う。 〕

本県の学校体育団体が主催する大会は、中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が、それぞれ年2回程度、高等学校野球連盟が年6回です。

その他、競技によって異なりますが、各競技団体や市町村等が主催する大会が年10回程度あります。

こうした大会は、休日に行われることが多く、教職員が生徒の引率を行っています。

④ 望ましい大会参加の在り方について 【体育スポーツ健康課】
〔 望ましい大会の在り方について、学校や学校体育団体に対し、どのような対応をしているのか。 〕

学校体育団体が主催する大会については、生徒、教職員の過度な負担とならないよう、開催時期や引率規定の見直しなどを当該団体と協議したいと考えています。

また、その他の大会につきましては、教育上の意義を考慮しつつ、参加する大会を各学校が精査するよう、校長会や運動部活動指導力向上研修会等において、引き続き指導していきます。

県教育委員会としましては、今後とも、中高生が参加する大会について、生徒の心身の健全育成と教職員の負担軽減が図られ、持続可能なものとなるよう取り組みを進めていきます。

⑤ 県立学校の特別教室と県立特別支援学校の給食室の空調設置状況及び必要性について 【施設課】

〔 県立学校における特別教室と県立特別支援学校の給食室の空調設置状況及び必要性についての教育長の所見を聞く。 〕

令和2年9月時点で、特別教室は高等学校で約6割、中学校及び特別支援学校は全校で空調を設置しています。

また、特別支援学校の給食室は全校に設置しています。近年の猛暑、空調使用の一般化など子どもの生活環境の変化もあり、国の学校環境衛生基準において、これら教室等の望ましい温度の基準が30度以下から28度以下に改正されました。特別教室の夏季の使用頻度や使い方を考慮しながら空調整備を行っていく必要があると考えています。

この空調設備の整備についてはこれまで国の交付金も活用したところであり、今後も計画的な整備が図れるよう、国に対して様々な機会を通じて要望していきます。

① 県域における自閉症・情緒障がいの特別支援学級の状況について

【特別支援教育課】

障がいのある児童生徒は近年増加を続けているが、本県の政令市を除く県域の特別支援学級、特に自閉症・情緒障がいの学級に通う児童生徒数、学級数の10年間の推移及び学級の設置率について、教育長に問う。

平成24年度から令和3年度までの10年間で、児童生徒数は1,190人から4.5倍の5,411人に、学級数は380学級から2.7倍の1,043学級に増加しています。

また、自閉症・情緒障がいの特別支援学級を設置している学校は634校中574校であり、設置率は90.5%となっています。

② 特別支援学級における指導の実態調査の結果について

【特別支援教育課】

文科省の特別支援学級における指導に係る実態調査の結果をどのように受け止めているのか、また本県の状況を踏まえ、今後どのように対応するのか、教育長の所見を求める。

本調査は、本県以外の一部自治体を対象に実施されたものですが、本県においても、特別支援学級の児童生徒が大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる事例があるため、他県と同様の課題があるのではないかと考えています。

この調査を踏まえ、文部科学省からは、原則として週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級において授業を行うよう通知がされました。

県教育委員会としては、本県の実態を踏まえ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の検討・判断や教育課程の編成が適切に行われるよう、市町村教育委員会や学校長に対して文部科学省の通知の趣旨を徹底していきます。

③ 特別支援学校教諭普通免許状の保有率について 【特別支援教育課】

〔 特別支援学校及び特別支援学級における特別支援学校教諭普通免許状の保有率について、教育長に問う。 〕

令和3年5月1日時点で、特別支援学校における免許状保有率は95.5%、地域の小中学校の特別支援学級における免許状保有率は、小学校で17.0%、中学校で15.0%です。

④ 特別支援学級担当教員への研修と専門性の向上について 【特別支援教育課】

〔 特別支援学級を担当する教員への研修の実施状況と、特別支援学級の教員の専門性向上について、教育長の所見を求め。 〕

現在、障がいの特性に応じた教育課程や指導方法等に関する研修会を年3回実施していますが、担当教員の免許状保有率が低い現状を鑑みると、更なる研修の充実を図っていく必要があると考えています。

県教育委員会としては、各地域における特別支援教育の中心となる教員を育成し、その教員を核とした研修を推進するとともに、県教育センターにおける研修コンテンツの開発、免許法認定講習による免許状の取得奨励の取組を通じて、教員の専門性向上に努めていきます。

⑤ 県立高校における食堂の設置状況及び役割・意義について

【施設課・**高校教育課**】

〔 本県の県立高校、私立高校における学生食堂の設置状況は現在どのようになっているか。あわせて、高校における学生食堂の役割や意義についてどのように考えているか問う。 〕

本県の県立高校及び中等教育学校95校のうち91校に食堂を設置しており、他の4校においても、食事を提供できる売店を設置しています。これらの食堂・売店は、事業者が学校施設の使用許可を得ることにより運営を行っています。

食堂・売店の設置により、昼食を持参していない生徒が校内で手軽に食事をとれるほか、部活動等の前に軽食をとることもできるなど、学校生活の利便性を向上させるとともに、生徒や教職員の交流の場としても活用できるといった、役割・意義があると考えています。

⑥ 県立高校の学生食堂への支援について

【施設課・**高校教育課**】

保護者の負担軽減を図るという観点から、本県の高校における学生食堂の運営に対しても支援が必要ではないかと思われるが、学生食堂への支援をどのように進めるのか伺う。

県教育委員会では、生徒の福利厚生観点から、食堂・売店の使用料や管理経費を減免しています。近年では事業者の経営状況を踏まえ、さらなる減免率の引き上げなどの措置をしています。

また、運営に必要な調理機器、カウンター等の整備も行っています。

併せて、事業者が学校の実情に応じて効率的に運営できるよう、休業日や学校行事の情報を提供するなどの配慮を行っています。

今後とも、保護者の経済的負担の軽減を図る観点も含め、このような取組を継続し、事業者の円滑な運営を支援していきます。

令和4年6月定例県議会（一般質問）

○ 自民党県議団 松尾 嘉三 議員

6月13日

① 県内小中学校の1人1台端末・通信回線の整備状況について

【義務教育課】

〔県内小中学校の1人1台端末や通信回線の整備状況はどうなっているか。〕

今年3月現在、県内の小・中学校においては、1人1台端末の整備は完了しています。

また、通信回線については、全校で開通しているものの、その回線速度は30Mbps（メガビーピーエス）未満から1Gbps（ギガビーピーエス）以上まで違いがあります。

② ICT環境が十分でない市町村への支援について

【義務教育課】

〔小中学校のICT環境が十分でない市町村に対し、県はどう支援するのか。〕

各学校の児童生徒数により、必要となる通信回線の速度は異なるが、同時にインターネットに接続した場合でも、滞りなく学習できる適切な環境が必要であると考えます。

このため、市町村の求めに応じ、県教育委員会に設置する「ICT活用推進班」が、学校の通信環境の確認や改善に向けた助言を行うこととしています。

また、参考となる他の市町村の状況や、ICT環境整備に係る地方交付税措置について、情報提供していきます。

③ 子どもたちに必要な能力を育成する取組について

【義務教育課】

小中学校において、ICTを活用した教育活動を充実させ、本県の子どもたちに将来必要となる能力をしっかりと身につけさせなければならない。県教育委員会の取組について問う。

先端技術が生活に浸透し、劇的に変化する社会を見据え、これからの学校教育においては、様々な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手になるために必要な資質・能力を育成することが大切必要であり、あわせて情報モラルや情報セキュリティ、プログラミング的思考を含む情報活用能力の育成が求められます。

このため、県教育委員会では、ICT活用による「学びの個別最適化の実現」や「確かな学力の育成のための効果的活用」、「情報モラルに関する指導の充実」を研究テーマとして、県内7地域を指定し、小・中学校における効果的な教育モデルの開発を行っています。

④ 県内で格差なくICTを活用した教育を行うための取組について

【義務教育課】

県内の全ての小中学校において、子どもたちが格差なくICTを活用した教育を受け、本県をさらに発展させる人財となるようにしなければならない。県教育委員会の取組について問う。

全ての児童生徒がICT化による充実した教育を受けることができるよう、県教育委員会では、ICT活用による新しい教育の姿やその実現に向けて取り組む事項をまとめ、「福岡県学校教育ICT活用推進方針」を今年3月に策定しました。

また、教員のICT活用指導力や役割に応じた複層的な研修を実施し、ICTの効果的・効率的な活用による教育活動が、県内のどの学校においても展開されるよう、取り組んでいます。

こうした取組をとおして、新しい時代に必要となる柔軟な思考力や創造性、多様な人々と協働して解決策を見出す力を持った人財の育成に努めていきます。

① ヤングケアラーの実態調査について

【義務教育課】

〔 今後本県においても、知事部局及び教育委員会合同での実行委員会などを立ち上げ、まずは実態調査を行うべきと考えるが、教育長の考えを問う。 〕

ヤングケアラーについては、各地域の要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、福祉・医療・介護・教育などの適切な支援につなぐ体制づくりが進められているところであり、これまでも福祉労働部において、ヤングケアラー把握の要となる同協議会に対し、実態調査が行われています。

県教育委員会といたしましては、生徒指導担当教員や管理職対象の研修会において、ヤングケアラーの理解と対応について周知を図っていますが、さらに、福祉労働部主催研修会への参加を促すとともに、同協議会の取組に協力していきます。

② ケアラーの子どもたちの課題を解決するための仕組みの構築について

【義務教育課】

〔 ケアラーの子どもたちの課題を解決するため、どのような仕組みを構築していくつもりなのか。 〕

ヤングケアラーについては、各地域の要保護児童対策地域協議会で情報共有し、福祉・医療・介護とともに、教育につなぐ体制が作られるため、県教育委員会としては、教育に関する支援について、適切に対応していきます。

① いわゆる「朝課外」の実施状況について

【高校教育課】

2017年9月定例会以降、朝課外の廃止を決定した学校は何校か、福岡地区で廃止した学校をお答え願う。また生徒の受講率の推移と、このことに対する教育長の認識についてもそれぞれお答え願う。

県立の全日制高校及び中等教育学校93校のうち、平成29年度以降に朝課外を取りやめた学校は17校であり、そのうち福岡地区では須恵高校、香椎高校、城南高校、修猷館高校、糸島高校の5校です。

また、平成29年度に課外授業を受講していた生徒の割合は86.3%でしたが、本年度の受講率は、朝課外が45.5%、放課後の課外が15.2%となっています。

こうした変化は、生徒・保護者、学校の意識として選択制が定着してきた一方で、新学習指導要領や大学入試改革への対応のため、正課の授業時間数を増加させた学校があることによるものと考えています。

② 教員の負担の現状について

【高校教育課・教職員課】

朝課外における教員の負担の現状はどのようになっているのか、実態を示した上で、教職員の働き方改革との観点から教育長はどのように認識しているのか、お聞きする。

教員の担当する朝課外の時間数は教科等によって異なりますが、多い場合は週5時間となっています。その実施に当たっては、教員本人の意向に配慮した上で、兼職兼業の手続きを取り、適切な報酬を得て朝課外に従事していますので、超過勤務時間には算入されていません。

しかしながら、教員が健康で、やりがいを持って職務に従事できる環境を構築する観点からは、課外授業を含めた教員の業務全体を対象として、働き方改革に取り組む必要があると考えています。

③ 朝課外の在り方の検証と抜本的な改革について

【高校教育課】

朝課外については、県教委がそのあり方を検証し、抜本的に変える時期に来たのではないかと思う。課外授業のあり方の検証と抜本的な改革について、教育長はどのように取り組むのか、お聞きする。

現在、各学校では、朝課外の取りやめなど、主体的に学習支援・進路支援の取組の見直しが図られています。このため、県教育委員会としては、こうした学校における生徒の学習や学校生活等の状況を把握し、先進的な事例を情報提供していきます。

県立高校では、県内のどの地域の生徒も、学校における個別最適化された教育により進路希望が実現できるよう、学校 ICT 環境の活用など、従来の課外授業の形態にとどまらない、多様な学習支援・進路支援が求められると考えています。こうした観点から、校長会等における積極的な議論を喚起し、各学校での取組が進むよう促していきます。

④ 県立学校における超過勤務の現状と今後の取組について 【教職員課】

超過勤務が年360時間、および月80時間を超えた教職員はどのようになっているのか、また、この現状についてどう認識し、月80時間を超えている超過勤務の解消に向けて今後どのように取り組むのか、教育長の見解を問う。

昨年度、超過勤務が年360時間を超えた教職員は3,338人で全体の約48%となっており、また月80時間を超えた者は月平均で392人、年間で延べ4,704人となっています。

学校のICT化による業務の効率化や部活動に関する負担軽減等を進めたことにより、令和元年度と比較し、月80時間を超えた教職員は約4割減少するなど一定の改善は図られていますが、速やかに解消されるよう更なる取組の強化が必要であると考えています。

このため、今年度から月80時間を超える教職員につきましては、毎月、管理職がその原因を分析・把握し、具体的な改善策を職員本人と協議した上で報告するよう求めており、またこうした取組の徹底により長時間の超過勤務の解消に努めていきます。

⑤ 超過勤務の縮減が進んでいない高校の管理職への対応について 【教職員課】

高校及び中等教育学校の95校のうち、教職員の超過勤務の平均が年360時間を超える学校は何校なのか、また、特に管理職への個別の対応を強化すべきと考えるが、教育長の見解を問う。

昨年度、教職員の超過勤務の平均が年360時間を超えている学校は95校中75校となっています。

この75校のうち、特に取組が進んでいない学校につきましては、個別の対応が必要であることから、業務改善計画書の提出を求めて、校長からヒアリングを行うとともに、フォローアップ調査を実施し、取組を促していきます。

また、超過勤務縮減の取組を校長の業績評価においても適正に評価し、校長のリーダーシップによる業務改善を推進していきます。

① 県立高校の普通科における文理選択の現在の状況と意義について

【高校教育課】

〔 本県の県立高校の普通科における文理選択の状況は現在どのようになっているのか伺う。あわせて、文理選択を行う意義を含めた所見を伺う。 〕

現在、全日制で普通科を置く県立高校65校のうち、文系・理系の類型を設けているのは60校です。

将来の職業選択やキャリア形成を見据え、目標をもって学校生活を送るためには、生徒が自らの進路選択に関連の深い科目や興味関心の高い科目を重点的に学習することが有効でありまして、これが文理選択を行う意義であると考えています。

② 県立高校の普通科における文理選択のスケジュールとその理由について

【高校教育課】

〔 本県の県立高校の普通科における文理選択の基本的なスケジュールはどのように設定されているのか、またそれはどのような理由によるものか伺う。 〕

本県の県立高校におきましては、早期から生徒の進路意識を高める指導を行う中で、1年次の1学期中に進路希望調査や三者面談を踏まえて文理選択を仮決定しています。

そして、その後、年末頃の三者面談で生徒の最終的な意向確認を経て、2年次の文理選択が行われています。

上級学校の進学への対応を効果的に行うために、2年次の文理選択を行うことが望ましいことから、このようなスケジュールが設定をされています。

③ 文理選択後の変更希望への対応について 【高校教育課】

生徒が一旦文理選択の希望を表明したものの、途中で希望を変更する場合、また、入学希望先大学の試験科目と高校で選択した文系・理系で学習内容にギャップが生じる場合がある。こうした事態に県立高校としてどのように対応しているのか伺う。

生徒が希望する進路の実現に向けて最適な履修科目を選択できるよう、各学校におきましては、事前の丁寧な説明や相談体制の充実に努めています。

その上で、文理選択の変更を希望する場合や、大学受験科目と履修科目に齟齬が生じた場合には、次年度の学級編成において可能な限り生徒の希望を踏まえて対応しています。

また、年度途中においても、学習方法や学習教材に関する助言や、生徒の相談に応じた個別指導を行うなど丁寧に対応しています。

④ 文理横断的な教育の推進に言及した提言に対する見解と、今後の県立高校の適正な文理選択の実施について 【高校教育課】

文理融合を重視する傾向に対応できるよう、教育未来創造会議の提言「早期の文理分断からの脱却に向けて、文理横断的な教育を進める」ことについて見解を伺う。あわせて、今後の本県における県立高校の適正な文理選択の実施について所見を伺う。

この提言については、予測が困難なこれからの社会において、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図ることができるような、文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成の在り方を示したものであると評価しています。

今後、新学習指導要領を踏まえ、大学入学者選抜の動向に応じて、各高校においても、文理横断的な学習を意識した教育課程を編成していく必要があると考えています。

① 運動部活動の地域移行に向けた実践研究について 【体育スポーツ健康課】

〔 昨年度から実施している地域移行に向けた実践研究はどのようなもので、そこから見えてきた課題は何か。 〕

この研究は、昨年度から県内4市町を対象に実施しており、各市町の実情に応じて、休日の運動部活動の在り方や合同部活動の推進などをテーマとして、地域における運動部活動の満足度や教職員の勤務時間等の達成目標を設定し、検証していくものです。

現時点では、専門的な指導の充実や教職員の負担軽減などの効果が期待できる一方、指導者の確保や地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解などに課題が見られます。

② 運動部活動環境を整備していくための市町村教育委員会への支援について

【体育スポーツ健康課】

〔 スポーツに親しむことができる運動部活動環境を整備していくために、市町村教育委員会に対し、県として適切な支援を行っていく必要があると考えるが、今後、県はどのような支援を行っていくのか。 〕

スポーツに親しむことができる運動部活動の環境を整備していくためには、地域移行を視野に入れた部活動改革が必要であり、すべての市町村が改革に向けた検討を進めることが大切であると認識しています。

現在、県教育委員会では、生徒や保護者、教職員の意向を把握するため、部活動改革に係る意識調査を実施しているところです。また、今年度、新たに部活動改革の主体となる市町村の教育委員会やスポーツ担当部署、中学校長等を対象とした「部活動改革セミナー」を開催し、国の動向や実践研究の成果、先進地域の事例などを情報提供していきます。

③ 運動部活動改革に対する決意について 【体育スポーツ健康課】

〔 運動部活動改革に取り組む教育長の決意を問う。 〕

今後、少子化の進行により、地域によっては、学校単位のみでの運動部活動が実施困難となることや、生徒の多様なニーズにあった活動機会の充実が求められることから、県として運動部活動改革を実現させ、子供たちの新たなスポーツ環境を創り出していく必要があると考えています。

このため、学校教育として実施してきたこれまでの運動部活動の実績を踏まえ、県スポーツ局とともに、市町村教育委員会やスポーツ関係団体と協議を重ね、地域移行後も、教育的意義を持ったスポーツ活動が実施されるよう、県教育委員会としてしっかりと取り組んでいきます。

① 俳句短歌の教育的価値及び学校教育における取扱いについて

【**高校教育課**・義務教育課】

〔 俳句短歌の教育的価値及び学校教育における取扱いについて伺う。 〕

俳句短歌には、言葉のもつ価値への認識を深め、言語感覚を磨くとともに、時代的背景などを学び、地域社会の歴史や文化への理解を深めることができるにつながるといった教育的価値があると考えています。

現在、小・中・高等学校では、国語科で俳句短歌のもつ言葉の響きやリズムに親しんだり、創作したりする授業を行っているほか、「梅花の宴」の模擬体験や、生徒が創作した俳句短歌の優秀作品を表彰する取組などが実施されています。

① 不登校への対応及び中途退学生徒に係る他機関との連携について【高校教育課】

不登校の原因は様々であるが、闇雲に学校に引き戻すのではなく、まずは多様な可能性を認めることが必要である。この点に関し、教育長の見解を求めるとともに、不登校の児童生徒や中途退学した生徒を支援するため、他機関との切れ目ない連携をどのように図っていくのか伺う。

不登校となる要因は複合的でございますが、自尊感情の喪失のために不登校となる児童生徒も多いと考えられます。

県教育委員会としましては、児童生徒の自己肯定感を高めることが重要であると考えておりまして、例えば、運動会や文化祭等の学校行事の中で、児童生徒が役割を分担し、個性を發揮して活躍できるような教育活動を進めております。

加えて、各児童生徒の状況に応じた支援を行うため、スクールソーシャルワーカー等の専門家も活用し、福祉関係機関への連携も図っているところです。

また、県立高校の生徒がやむを得ず中途退学となった場合におきましても、学校で継続して進路相談に応じているほか、本人や保護者と相談しながら若者サポートステーション等の関係機関と連携して対応しています。

今後とも、こうした学校から社会への「切れ目のない支援」に取り組んでいきます。

① 高校生の痴漢被害への対応について

【高校教育課】

痴漢被害が高校生に集中していることは各種調査から明らかであり、県教育委員会として高校生等の被害の実態についてどのように把握しているのか。また相談機能の強化に関し教育長の見解を求める。

各学校におきましては、痴漢など性暴力の被害を含め、不安や悩みを抱えて普段と様子が異なる生徒への声かけや、生徒から教職員等への相談を通して、生徒の実態を把握しています。

これらの相談等を通じて、被害を把握した場合は、警察に情報提供を行い、登下校における生徒の安全確保への協力を求めています。

また、生徒が安心して相談できる環境を構築するため、県立高校においては、スクールカウンセラーの全校配置など相談体制の整備・充実に加え、電話、メール、LINE等による多様な相談窓口の周知を図っており、引き続き生徒の安全安心の確保に取り組んでいきます。

② 学校における性に関する指導について

【体育スポーツ健康課】

ユネスコの「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に示される包括的性教育を本県としても取り入れ、犯罪防止だけにとどまらない性に関する指導をすすめるべきだと考えるが、教育長の見解を問う。

学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達や生命の尊重、望ましい人間関係の構築などの内容を、教育活動全体を通じて指導をしています。

こうした学習により、性に関して正しく理解し、自他の人格を尊重する態度を身に付けることで、性犯罪防止も含め、適切な意思決定や行動選択ができる児童生徒の育成を図っていきます。